

## 地域密着型通所介護にかかるQ & A

通所介護事業所のうち、小規模の事業所（利用定員 19 人未満の予定）については平成 28 年 4 月から「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに位置付けられることになりましたので、その取扱いをQ & A形式でまとめました。

なお、今後の厚生労働省からの通知等により、下記の取扱いが変更となる場合がありますのでご留意ください。

問1 「地域密着型サービス」への移行する要件とは？

(答)

平成 28 年 3 月 31 日時点の利用定員が 19 人未満（予定）の事業所が対象となります。

問2 「地域密着型サービス」になることについての変更点は？

(答)

- ① 指定権者（新規申請や変更の届出先）は枚方市のままです。
- ② 原則として事業所のある市町村の被保険者（住所地特例対象被保険者を除く）だけがサービスを利用できます。（当該市町村長の同意を得た上で他の市町村が当該事業所を指定すれば、他の市町村の被保険者が利用することが可能ですが、当該事業所を利用しなければならない相当の理由が必要です。）
- ③ 基準に関する条例が、居宅サービスから地域密着型サービスの条例に変わります。
- ④ 地域との連携として、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される「運営推進会議」を設置し、6月に1回以上（予定）運営推進会議に対し活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければなりません。
- ⑤ 事業所規模による区分が変わります。
  - ・地域密着型通所介護：地域密着型通所介護費（従来の小規模型通所介護費に相当）
  - ・通所介護：通常規模型通所介護費、大規模型通所介護費（Ⅰ）、大規模型通所介護費（Ⅱ）

問3 すでに通所介護（利用定員 19 人未満）の指定を受けている場合、地域密着型通所介護への移行手続きは？

(答)

平成 28 年 3 月 31 日時点で指定を受けている事業所については、地域密着型通所介護の事業所として指定があったものとみなされるため、特段の移行の手続きは不要です。

なお、みなし指定の有効期間は施行日（平成 28 年 4 月 1 日）から効力が生じ、満了日は「改正前の通所介護の指定を受けた日から 6 年経過した日まで」とする予定です。

また、事業所番号は原則変更しない予定ですが、サービスコード等は変更となる見込みです。

問4 平成 28 年 4 月以降、各種の届出の提出先は？

(答)

- ① 事業所に関する各種届出  
⇒従来どおり枚方市へ提出してください。

② 業務管理体制の整備に関する事項の届出

⇒当該法人の事業所等の展開に応じて提出先が変わります。詳しくは、大阪府のホームページでご確認ください。

\*<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/kaigo/gyoumukanritaisei.html>

\*若しくは、一般の検索サイトにて「大阪府 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出について」で検索

問5 平成28年4月以降に定員変更を行う場合の手続きは？

(答)

- ① 【事業所の利用定員「19人未満」の範囲で変更する場合】  
「変更届」を提出することが必要です。
- ② 【事業所の利用定員「19人未満」から「19人以上」に変更する場合】  
地域密着型通所介護の事業所としての「廃止届」を提出し、通所介護の事業所としての「新規指定」の申請を行うことが必要になります。
- ③ 【事業所の利用定員「19人以上」から「19人未満」に変更する場合】  
②と逆の手続きが必要です。  
通所介護の事業所としての「廃止届」を提出し、地域密着型通所介護の事業所としての「新規指定」の申請を行うことが必要となります。

問6 事業所所在地以外の市町村からの利用者はどうなるか？

(答)

事業所所在地以外の市町村からの利用受け入れは、平成28年3月31日現在利用している人（利用者と事業所の間で契約が継続している場合）は、それぞれの住所地である市町村の指定があったものとみなされるため、引き続き利用することが可能となっています。

問7 地域密着型通所介護への移行後、他市町村の利用者を新たに受け入れるときは、どのような手続きが必要か？

(答)

移行後は、上記の問6のとおり、原則として事業所のある市町村の住民だけが利用できるため、他市町村の住民は利用できません。ただし、当該事業所を利用しなければならない相当な理由があれば、所定の手続きを行った上で、当該他市町村からの指定を受けることにより利用が可能となる場合があります。

例) N市の被保険者が枚方市の地域密着型通所介護の事業所を利用しなければならない場合

①	枚方市に所在する事業所（以下「当該事業所」という。）は、N市の被保険者が当該事業所を利用しなければならない相当な理由を付して、N市・枚方市双方に指定を受けたい旨の申出を行う。
②	N市が枚方市に、当該事業所の指定に係る同意を求める（当該自治体間で事前に同意申請を不要とする合意がある場合を除く）。
③	枚方市が同意する場合は同意した旨を、同意しない場合は同意しない旨を、枚方市はN市に通知。同意が得られなかった場合は、N市は当該事業所を指定することはできない。
④	同意が得られた場合、当該事業所はN市に指定申請書を提出する。
⑤	N市は、当該事業所からの指定申請書を審査・補正の上で当該事業所を指定。なお、この場合の指定は利用者単位で行われ、N市に居住する別の被保険者が当該事業所を利用する場合には、改めて同意の手続き等が必要となる。